



平成 28 年 6 月 27 日

各位

会社名 株式会社フィット
代表者名 代表取締役社長 鈴江 崇文
(コード番号: 1436)
問合せ先 取締役管理本部長 尾崎 昌宏
(03-5778-9436)

平成 28 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる有価証券報告書
平成 28 年 3 月期有価証券報告書
2. 延長前の提出期限
平成 28 年 6 月 30 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 28 年 7 月 31 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の平成 28 年 3 月期決算において、監査法人から、期末監査の過程におきまして、エネルギー事業の平成 28 年 4 月以降に計上すべき売上取引の一部が平成 28 年 3 月に計上されている可能性がある等の当社における売上計上時期に関する会計処理について疑義が生じたため、かかる会計処理の前提となる事実の調査が必要であるとのご指摘をいただきました。

また、監査法人から第三者調査委員会を設置して事実の調査にあたることを望ましいとの要請をいただきました。当社としましても、計上時期に関する事実関係等の調査にあたり客観性を保つためには第三者調査委員会の設置が望ましいと判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。平成 28 年 6 月 24 日付で、第三者調査委員会より、調査の結果判明した事実関係及び原因の究明、責任の所在及び再発防止策の提言を目的とする調査報告書を受領いたしました。

調査の結果、取引の相手方の実在性を疑わせる事実や当社が意図的に架空の顧客を介在させて売上げを前倒し計上したことを疑わせる事実はありませんでした。

また、エネルギー事業における売上計上に関する会計処理に関して収益認識基準について（第 6 期（平成 26 年 3 月期）及び第 7 期（平成 27 年 3 月期）の基準）に合理性が認められるとの見解でありました。

しかしながら、第 8 期（平成 28 年 3 月期）決算につきましては、売上計上にかかる業務体制上の問題点及び、内部管理体制の不十分さ並びに、役職員の会計処理に関するコンプライアンス意識の欠如といった原因により、第 3 四半期以降について、当社の収益認識基準に照らし合わせると、受領書の日付（あるいは竣工証明書の日付）をもって売上計上する会計処理は、適正性を欠く取引が発生したため、第 8 期（平成 28 年 3 月期）については、「電力会社の資料（電力（低圧）申込書等）から明らかとなる系統連系日をもって売上計

上日とするほかないと思料する。」との見解を頂きました。

以上から第8期に関しては、収益認識基準を第8期全般にわたり修正した財務諸表の作成を行うため、その作業に時間を要し、提出期限である6月30日までに有価証券報告書を作成することが不可能であること、その後、監査法人の監査終了までに相当の時間を要することとなり、その結果、監査法人の監査報告書を平成28年7月下旬に受領する見通しとなりました。

このような状況により、法定の提出期限までに上記有価証券報告書を提出できないこととなりましたので、有価証券報告書の提出期限延長についての申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

有価証券報告書の提出期限延長についての申請承認を受けた場合には速やかにお知らせします。

なお、財務諸表の内容については、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査を受け、有価証券報告書の提出期限延長期限であります平成28年7月31日までに提出の見込みであります。

株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上